

神田酒第106号

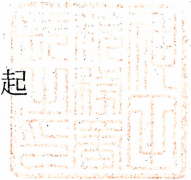
令和4年7月19日

東京都千代田区神田駿河台四丁目3番地

株式会社MPD

代表取締役 長 豊光 殿

神田税務署長 山下 功起



## 酒 類 販 売 業 免 許 通 知 書

令和4年6月13日付で申請のあった東京都千代田区神田駿河台四丁目3番1、3番3及び3番4新お茶の水ビルディング9階東（別紙図面に記載の酒類販売場の位置）の酒類販売業免許については、下記条件を付けて令和4年7月19日付で免許しましたから、酒税法第21条の規定により通知します。

なお、下記条件は、酒税保全上酒類の需給の均衡を維持するために付けるものです。

### 記

酒類の販売方法は、果実酒、甘味果実酒、ウイスキー、発泡酒、その他の醸造酒、スピリッツ及びリキュールの卸売に限る。